

別表2

公益的機能別施業森林における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	主伐の実施基準	
		林班	小班			
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	別表1において水源涵養林に分類された森林		15,097.21	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下	
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林	117	全域	121.40	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10ha以下
	161		全域	75.80		
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林	189	62	1.28	主伐林齢:標準伐期齢の概ね2倍以上 皆伐面積:20ha以下	
		193	1~7、10	61.57		
		194	2~3、10、17~19、26	145.74		
		199	60~61、70、79~80、82~83	4.38		
		222	301~308、320、327~329、334~335、361	12.48		
		245	1~10、14、16~18、22~33	85.85		
		250	1~3、5~13、15~19、22~26	28.88		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	54	88~94	0.80	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:70%以上 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			222	336~345	8.64	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	31	9	0.08	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:30%以下又は40%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			54	8、10~11、13~14、17、19~20、22、24、26、28、30~43、47~48、50~53	17.34	
			55	29、31	0.05	
			57	8~9	0.32	
			64	4	0.79	
			157	1~5	106.56	
			158	2~9	156.68	
			162	1、6~8、28、33~34、36、155~156	5.58	
			189	1~6、10~13、55~61、63~71	60.92	
			190	22~24、34、55	1.01	
			193	8~9	0.47	
			194	20~21、24~25、30~31	33.93	
			197	3~6、9~10、12、18~19、21~26、28~29、31~33、36、46~49	44.29	
198	1~2、4~9、11、13~15、17、19~23、25、27~28、30、33~34、36	70.92				

		199	1～14、16～33、35～43、 46～47、50～57、59、62 ～69、71～78、81、84～ 85	127.53	
		200	全域	71.99	
		202	1～16、18～49、51～58 、62～65、68～69、71～ 75、78～81、92～94	150.84	
		220	10、37、46～47	1.28	
		222	52、79、121、131～133 、137～142、154、214～ 216、247、258、268～ 269、282～283、309～ 319、321～326、330～ 331、333、347～354、 356、358～360、362	32.77	
		245	11	4.88	
		250	4、14	7.20	
		251	全域	71.80	
		252	全域	54.32	
		253	全域	80.44	
		254	全域	8.12	
	特定広葉樹の育成を行う森 林施業を推進すべき森林				特定広葉樹について、標準伐期齢時 の立木材積を維持する。